

平成 28 年 2 月 4 日

平成28年登米市議会定例会 2月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第 1 号	平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 2 号	平成 27 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 3 号	平成 27 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 4 号	平成 27 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 5 号	平成 27 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 6 号	平成 27 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 7 号	平成 27 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 8 号	平成 27 年度登米市水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 9 号	平成 27 年度登米市病院事業会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 10 号	平成 27 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 11 号	平成 28 年度登米市一般会計予算	別冊
議案第 12 号	平成 28 年度登米市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 13 号	平成 28 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 14 号	平成 28 年度登米市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 15 号	平成 28 年度登米市土地取得特別会計予算	別冊
議案第 16 号	平成 28 年度登米市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第 17 号	平成 28 年度登米市宅地造成事業特別会計予算	別冊
議案第 18 号	平成 28 年度登米市水道事業会計予算	別冊
議案第 19 号	平成 28 年度登米市病院事業会計予算	別冊
議案第 20 号	平成 28 年度登米市老人保健施設事業会計予算	別冊
議案第 21 号	登米市中田子育て支援センター条例を廃止する条例について	1

議案第 22 号	登米市行政不服審査会条例の制定について	2
議案第 23 号	登米市登米っ子誕生祝金条例の制定について	4
議案第 24 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	6
議案第 25 号	登米市東和多目的集会施設条例の一部を改正する条例について	11
議案第 26 号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第 27 号	登米市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	14
議案第 28 号	登米市職員ゝ給与に関する条例及び登米市一般職ゝ任期付職員ゝ採用等に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第 29 号	登米市海洋センター条例の一部を改正する条例について	33
議案第 30 号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について	35
議案第 31 号	登米市子ども医療費ゝ助成に関する条例等ゝの一部を改正する条例について	36
議案第 32 号	登米市都市公園条例の一部を改正する条例について	39
議案第 33 号	登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例について	40
議案第 34 号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例について	41
議案第 35 号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について	42
議案第 36 号	登米市体育施設条例の一部を改正する条例について	60
議案第 37 号	登米市過疎地域自立促進計画ゝの策定について	63
議案第 38 号	平成 27 年度登米市病院事業会計資本剰余金（他会計負担金等）ゝの処分について	64
議案第 39 号	平成 27 年度登米市病院事業会計資本剰余金（受贈財産評価額）ゝの処分について	65

議案第 21 号

登米市中田子育て支援センター条例を廃止する条例について

登米市中田子育て支援センター条例（平成 18 年登米市条例第 58 号）を廃止するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市中田子育て支援センター条例を廃止する条例
登米市中田子育て支援センター条例（平成 18 年登米市条例第 58 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

登米市行政不服審査会条例の制定について

登米市行政不服審査会条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市行政不服審査会条例

(設置)

第 1 条 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 81 条第 1 項の規定に基づき、登米市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のために職務ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。

(委員の守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、会長及び半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第10条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による審査会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審査会の項の次に次のように加える。

登米市行政	会長	日額	7,000円	職員旅費適用	1,800円
不服審査会	委員	日額	6,000円	職員旅費適用	1,800円
	委員（弁護士等）	日額	30,000円以内	職員旅費適用	1,800円

議案第 23 号

登米市登米っ子誕生祝金条例の制定について

登米市登米っ子誕生祝金条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市登米っ子誕生祝金条例

(目的)

第 1 条 この条例は、第 3 子以降の子の出産に対し、登米っ子誕生祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、多子世帯の経済的な負担軽減を図るとともに、次代の地域社会を担う子を出産を奨励し、もって市の活性化並びに子の健全な発育及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「第 3 子以降の子」とは、出産した者又はその配偶者と法律上の親子関係を有する子が 2 人以上いる場合において、第 3 番目以降に出生した子（出生した日から市内に住所を有する子に限る。）をいう。

(受給資格)

第 3 条 祝金の支給を受けることができる者は、第 3 子以降の子の出生時において現に当該子を監護又は養育する父又は母（市内に住所を有する者に限る。以下「受給資格者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 6 条の規定による申請時において受給資格者が死亡し、若しくは行方不明となり、又は刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている等特別の事情があると認められる場合は、現に当該子を監護又は養育している者（市内に住所を有する者に限る。）が祝金の支給を受けることができるものとする。

(祝金の額)

第 4 条 祝金の額は、第 3 子以降の子 1 人につき 10 万円とする。

(支給の制限)

第 5 条 祝金は、次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。

(1) 次条の申請時において、受給資格者が市外に転出しているとき。

(2) その他規則で定める事項に該当するとき。

(支給の申請)

第6条 祝金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、規則で定めるところにより、当該申請した者に対し通知するものとする。

(台帳の整備)

第8条 市長は、祝金の支給状況等について適正に管理するため、規則で定める台帳を整備するものとする。

(祝金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により祝金の支給を受けた者があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該祝金を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 祝金の支給を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後の第3子以降の子の出生について適用する。

議案第 24 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の 制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(登米市行政手続条例の一部改正)

第 1 条 登米市行政手続条例（平成 17 年登米市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 10 号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第 19 条第 2 項第 4 号中「ことのある」を削る。

(登米市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 登米市情報公開条例（平成 17 年登米市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第 14 条第 3 項中「第 18 条及び」を削る。

第 3 章を次のように改める。

第 3 章 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 18 条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第 19 条 実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく登米市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（登米市個人情報保護条例の一部改正）

第3条 登米市個人情報保護条例（平成17年登米市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第33条）」を「審査請求（第32条の2・第33条）」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第32条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第33条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 4 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る自己情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（登米市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第4条 登米市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年登米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第19条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第6項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人、参加人」を「審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第8条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第9条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第10条を次のように改める。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第7条第5項若しくは第6項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時、場所及び方法を指定することができる。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(登米市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 登米市固定資産評価審査委員会条例（平成17年登米市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1

項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第 11 条第 1 項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 6 条 登米市職員の給与に関する条例（平成 17 年登米市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 3 第 4 項中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 18 条第 1 項本文」に改める。

（登米市税条例の一部改正）

第 7 条 登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第 25 号

登米市東和多目的集会施設条例の一部を改正する条例について

登米市東和多目的集会施設条例（平成 17 年登米市条例第 27 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市東和多目的集会施設条例の一部を改正する条例

登米市東和多目的集会施設条例（平成 17 年登米市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター条例

第 1 条中「登米市東和多目的集会施設」を「登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター」に、「多目的集会施設」を「コミュニティセンター」に改める。

第 2 条中「多目的集会施設」を「コミュニティセンター」に、「別表第 1」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター	登米市東和町米谷字新大沢 96 番地 1

第 3 条及び第 4 条中「多目的集会施設」を「コミュニティセンター」に改める。

第 5 条第 1 項中「多目的集会施設」を「コミュニティセンター」に、「別表第 2」を「別表」に改め、同条第 3 項ただし書中「多目的集会施設」を「コミュニティセンター」に改める。

第 7 条及び第 9 条中「多目的集会施設」を「コミュニティセンター」に改める。

第 10 条第 1 項中「多目的集会施設」を「コミュニティセンター」に改め、同条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改め、同条第 4 項ただし書中「多目的集会施設」を「コミュニティセンター」に改める。

第 11 条中「多目的集会施設等」を「コミュニティセンターの施設、設備等」に改める。

第 12 条中「多目的集会施設」を「コミュニティセンター」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 5 条関係）

利用区分	使用料（1 時間あたり）
多目的ホール	400円
会議室 1	200円
会議室 2	200円
調理室	200円

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を 1.5 倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を 10 倍した額とする。

別表第 2 を別表とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年登米市条例第 49 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年登米市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「100 分の 155」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「100 分の 140」を「100 分の 150」に、「100 分の 175」を「100 分の 165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 5 条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例第 5 条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 27 号

登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 54 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 140」を「100 分の 150」に、「100 分の 175」を「100 分の 165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第 4 条の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例第 4 条の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 28 号

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員の給与に関する条例（平成 17 年登米市条例第 58 号）及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 21 年登米市条例第 37 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市職員の給与に関する条例（平成 17 年登米市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 75」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 85」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 35」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 40」を加える。

附則第 19 項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 1.125」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 1.275」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 75」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 85」を加える。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額						
再任用		円	円	円	円	円	円	円

職員以 外の職 員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900

37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	

73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			

	109		298,300	347,300				
	110		298,700	347,700				
	111		299,100	348,000				
	112		299,400	348,300				
	113		299,500	348,800				
	114		299,800					
	115		300,100					
	116		300,500					
	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	

12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200

48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	

84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				
117		300,700				
118		300,900				
119		301,200				

	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。

別表第3（第4条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	600,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	604,900
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	609,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	614,100
	5	253,100	340,300	405,700	479,200	618,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	623,100
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	627,700
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	632,300
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	636,700
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	641,200
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	645,700
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	650,200
	13	283,900	365,300	427,200	496,200	654,600
	14	287,900	368,900	429,700	498,300	659,100
	15	291,800	372,300	432,100	500,400	663,600
	16	295,700	376,000	434,600	502,500	667,900
	17	299,500	379,600	436,800	504,600	672,300
	18	303,100	382,300	439,200	506,600	676,800
	19	306,600	385,100	441,600	508,600	681,300
	20	310,200	387,900	444,000	510,600	685,800
	21	313,800	390,800	446,000	512,400	690,100
22	317,500	393,400	448,400	514,200	694,700	

23	321,000	396,000	450,800	516,100	699,300
24	324,700	398,600	453,100	518,000	703,900
25	328,200	400,900	455,300	519,700	708,600
26	331,000	403,200	457,600	521,500	713,000
27	333,700	405,500	459,800	523,300	717,400
28	336,300	407,800	462,100	525,100	721,800
29	339,100	410,200	464,300	527,000	726,000
30	341,400	412,300	466,600	528,800	730,500
31	343,600	414,300	468,900	530,600	735,000
32	346,000	416,400	471,100	532,400	739,500
33	348,400	418,500	473,100	534,000	744,100
34	350,800	420,500	475,200	535,800	748,500
35	353,100	422,500	477,300	537,500	752,900
36	355,600	424,500	479,400	539,300	757,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900	761,800
38	360,400	428,600	483,300	542,500	765,400
39	362,800	430,600	485,100	543,900	769,000
40	365,200	432,600	486,900	545,500	772,600
41	367,500	434,600	488,600	547,000	776,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400	779,800
43	370,400	438,100	492,200	549,800	783,600
44	371,900	439,900	494,000	551,100	787,400
45	373,400	441,800	495,600	552,300	791,000
46	374,800	443,600	497,300	553,300	794,400
47	376,300	445,400	499,100	554,300	797,800
48	377,800	447,100	500,900	555,300	801,200
49	379,100	448,900	502,500	556,300	804,700
50	380,100	450,600	503,800	557,200	808,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100	811,700
52	382,100	454,200	506,400	559,000	815,200
53	383,100	456,100	507,700	559,800	818,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700	822,000
55	384,900	458,500	510,300	561,600	825,200
56	385,800	459,700	511,600	562,500	828,400
57	386,800	460,900	512,600	563,400	831,600
58	387,700	461,900	513,400	564,300	834,900

59	388,500	462,900	514,200	565,200	838,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900	841,500
61	390,100	464,700	515,900	566,800	844,900
62	390,600	465,400	516,700	567,700	848,200
63	391,000	466,100	517,600	568,600	851,500
64	391,500	466,800	518,400	569,500	854,800
65	391,800	467,500	519,300	570,400	857,900
66		468,200	520,200	571,300	860,700
67		468,900	520,900	572,200	863,500
68		469,600	521,800	573,100	866,300
69		470,100	522,700	574,000	869,000
70		470,800	523,500	574,900	871,700
71		471,500	524,400	575,800	874,400
72		472,200	525,300	576,700	877,100
73		472,600	526,100	577,600	879,600
74		473,200	527,000	578,500	882,000
75		473,900	527,900	579,400	884,400
76		474,600	528,600	580,300	886,800
77		475,000	529,400	581,200	889,000
78		475,600	530,300	582,100	891,200
79		476,200	531,200	583,000	893,400
80		476,700	532,100	583,900	895,600
81		477,300	532,900	584,800	897,700
82		477,800	533,800	585,700	900,100
83		478,300	534,700	586,600	902,500
84		478,800	535,600	587,500	904,900
85		479,200	536,400	588,400	907,100
86		479,800	537,300	589,300	909,500
87		480,200	538,200	590,200	911,900
88		480,700	539,100	591,100	914,300
89		481,200	539,900	592,000	916,500
90		481,800			
91		482,400			
92		482,800			
93		483,300			
94		483,900			

	95		484,500			
	96		485,100			
	97		485,600			
再任用 職員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700

27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600
28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500
29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300
30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000
31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900
32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700
33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400
34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100
35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900
36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600
37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200
38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900
39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700
40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600

63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000	
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400	
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700	
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000	
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500	
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000	
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400	
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700	
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100	
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600	
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000	
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400	
94	280,400	313,800	347,200	365,200		
95	281,300	314,500	347,900	365,600		
96	282,300	315,100	348,500	365,900		
97	283,200	315,800	348,900	366,500		
98	284,000	316,100	349,300	367,000		

99	284,600	316,700	349,800	367,500
100	285,500	317,400	350,200	368,000
101	286,300	317,800	350,700	368,600
102	287,100	318,400	351,100	369,100
103	287,900	319,000	351,600	369,600
104	288,700	319,600	352,000	370,000
105	289,400	320,000	352,300	370,600
106	289,900	320,500	352,800	371,100
107	290,400	321,000	353,200	371,600
108	290,900	321,500	353,500	372,100
109	291,100	321,900	354,000	372,700
110	291,400	322,300	354,500	373,100
111	291,600	322,600	355,000	373,600
112	292,000	322,900	355,500	374,100
113	292,300	323,300	356,000	374,700
114	292,500	323,700	356,500	
115	292,900	324,100	357,000	
116	293,200	324,400	357,400	
117	293,500	324,600	357,800	
118	293,800	324,900	358,200	
119	294,100	325,300	358,700	
120	294,500	325,500	359,200	
121	294,800	325,700	359,600	
122	295,200	326,000	360,100	
123	295,500	326,300	360,600	
124	295,900	326,600	361,100	
125	296,100	326,800	361,400	
126	296,300	327,100		
127	296,600	327,500		
128	297,000	327,700		
129	297,200	327,800		
130	297,500	328,100		
131	297,900	328,500		
132	298,300	328,700		
133	298,500	329,000		
134	298,800	329,400		

	135	299,200	329,800				
	136	299,500	330,200				
	137	299,700	330,500				
	138	300,000	330,900				
	139	300,400	331,300				
	140	300,700	331,700				
	141	300,900	332,000				
	142	301,300	332,400				
	143	301,700	332,700				
	144	302,000	333,100				
	145	302,100	333,400				
	146	302,400	333,800				
	147	302,700	334,200				
	148	303,100	334,600				
	149	303,300	334,900				
	150	303,500	335,300				
	151	303,800	335,700				
	152	304,100	336,100				
	153	304,500	336,400				
	154	304,700					
	155	304,900					
	156	305,200					
	157	305,500					
	158	305,800					
	159	306,100					
	160	306,400					
	161	306,800					
	162	307,100					
	163	307,400					
	164	307,700					
	165	308,100					
	166	308,400					
	167	308,700					
	168	309,000					
	169	309,400					
再任用 職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000

備考 この表は、看護師等に適用する。

第2条 登米市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第19項中「、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275」を「100分の1.2」に、「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改める。

(登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の160」とを加える。

第4条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第19条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の登米市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給

与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(任期付職員に係る最高の号俸を超える給料月額の内払)

- 3 平成27年4月1日(以下この項において「切替日」という。)の前日において登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、改正後の任期付職員条例第6条第1項に規定する給料表に掲げる号俸の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の登米市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年登米市条例第8号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)附則第4項から第6項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)、第3条の規定による改正前の登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

議案第 29 号

登米市海洋センター条例の一部を改正する条例について

登米市海洋センター条例（平成 17 年登米市条例第 101 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市海洋センター条例の一部を改正する条例

登米市海洋センター条例（平成 17 年登米市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 22 年法律第 67 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 13 条を第 17 条とし、第 12 条の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 13 条 教育委員会は、海洋センターの管理運営上必要と認めるときは、法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に海洋センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 4 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休館日及び開館時間を変更することができる。

3 第 5 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条の規定は、第 1 項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含み、第 10 条第 4 号を除く。）中「教育委員会」とあり、及び「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（指定管理者の業務）

第 14 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 海洋センターの利用の許可に関する業務
- (2) 海洋センターの維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第 15 条 指定管理者は、法令、条例その他教育委員会が定めるところに従い、海洋センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第 16 条 第 13 条第 1 項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の登米市海洋センター条例の規定によりなされた利用許可、手続その他の行為は、改正後の登米市海洋センター条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

3 新条例第 13 条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 30 号

登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について

登米市保健福祉施設条例（平成 17 年登米市条例第 106 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例

登米市保健福祉施設条例（平成 17 年登米市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 登米市デイサービスセンターの項を削り、同表登米市老人憩の家の項中

「

迫新田老人憩の家白寿荘	登米市迫町新田字小友 65 番地 1
米山善王寺老人憩の家	登米市米山町字善王寺森ノ腰 213 番地

を

」

「

米山善王寺老人憩の家	登米市米山町字善王寺森ノ腰 213 番地
------------	----------------------

に改める。

」

別表第 2 中「1 登米市老人福祉センター・登米市保健福祉センター・登米市高齢者創造館・登米市高齢者コミュニティセンター使用料等」及び 2 の表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

議案第 31 号

登米市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例 について

登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成 17 年登米市条例第 114 号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成 17 年登米市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「あらかじめ」の次に「規則で定めるところにより市長に申請し、」を加え、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 前項の登録に係る有効期限は、当該登録を受けた日以後において最初に到来する 9 月 30 日までとする。

3 市長は、前項の規定による登録の有効期限の満了日以後引き続き受給資格を有すると認められる保護者に対しては、当該満了日の翌日において受給資格の更新の登録を行うことができる。

第 5 条第 4 項中「又は第 2 項」を削り、「提出された登録申請書又は更新申請書の」を「受けた申請に対する」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の規定は、前項の更新の登録について準用する。

第 7 条第 1 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改める。

第 9 条第 1 項中「市」を「市長」に改める。

第 12 条中「市」を「市長」に、「補填」を「補填」に改める。

（登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 2 条 登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成 17 年登米市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「市に」を「規則で定めるところにより市長に申請し、」に改め、

同条第2項中「平成17年9月30日を基準として3年毎の」を「当該登録を受けた日以後において最初に到来する」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 市長は、前項の規定による登録の有効期限の満了日以後引き続き受給資格を有すると認められる母子・父子家庭の母又は父及び児童に対しては、当該満了日の翌日において受給資格の更新の登録を行うことができる。

4 第2項の規定は、前項の更新の登録について準用する。

第5条第5項中「又は第3項」を削り、「提出された登録申請書又は更新申請書の」を「受けた申請に対する」に改める。

第7条の見出しを「(受給資格者証の交付等)」に改め、同条第1項中「受給者証」を「受給資格者証」に改める。

第8条の見出し中「受給者証」を「受給資格者証」に改める。

第12条中「市」を「市長」に、「療養費」を「療養」に、「補てん」を「補填」に改める。

(登米市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 登米市心身障害者医療費の助成に関する条例(平成17年登米市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「あらかじめ」の次に「規則で定めるところにより市長に申請し、」を加え、同条第2項中「平成17年9月30日を基準として3年毎の」を「当該登録を受けた日以後において最初に到来する」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 市長は、前項の規定による登録の有効期限の満了日以後引き続き受給資格を有すると認められる助成対象者又はその保護者に対しては、当該満了日の翌日において受給資格の更新の登録を行うことができる。

4 第2項の規定は、前項の更新の登録について準用する。

第5条第5項中「又は第3項」を削り、「若しくは保護者」を「又はその保護者」に、「提出された登録申請書若しくは更新申請書の」を「受けた申請に対する」に改める。

第6条中「市が」を「市長が」に改める。

第8条中「受給者証」を「受給資格者証」に改める。

第12条中「市」を「市長」に、「療養費」を「療養」に、「補てん」を「補填」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中登米市子ども医療費の助成に関する条例第5条第1項、第9条第1項及び第12条の改正規定並びに

第2条中登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第5条第1項、第7条の見出し、同条第1項、第8条の見出し及び第12条の改正規定並びに第3条中登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例第5条第1項、第6条、第8条及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

(登米市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行前に、第1条の規定による改正前の登米市子ども医療費の助成に関する条例第7条第1項の規定により交付された受給資格者証の有効期限は、改正後の登米市子ども医療費の助成に関する条例第5条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に、第2条の規定による改正前の登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第7条第1項の規定により交付された受給資格者証の有効期限は、改正後の登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第5条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行前に、第3条の規定による改正前の登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例第7条第1項の規定により交付された受給資格者証の有効期限は、改正後の登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例第5条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 32 号

登米市都市公園条例の一部を改正する条例について

登米市都市公園条例（平成 17 年登米市条例第 202 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市都市公園条例の一部を改正する条例

登米市都市公園条例（平成 17 年登米市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 登米市梅ノ木グリーンパークの項中

「

テニスコート	一面 300 円	—	—
ゲートボール場	一面 200 円	—	—

を

」

「

テニスコート	一面 300 円	—	—
--------	----------	---	---

に改める。

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例について

登米市農業集落排水事業条例（平成17年登米市条例第207号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例

登米市農業集落排水事業条例（平成 17 年登米市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

別表長谷地区農業集落排水処理施設の項の次に次のように加える。

大泉地区農業集落排水 処理施設	寺山、上沼長根、八幡山、本宮 及び大泉区の一部	登米市中田町上沼字 新八幡前 23 番地 1
--------------------	----------------------------	---------------------------

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

登米市営住宅条例の一部を改正する条例について

登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市営住宅条例の一部を改正する条例

登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。
別表の 1 の表迫西大網住宅の項の次に次のように加える。

迫西大網第二住宅	登米市迫町佐沼字大網 407 番地 6（代表地番）
----------	---------------------------

別表の 2 の表迫西大網住宅駐車場の項の次に次のように加える。

迫西大網第二住宅駐車場	登米市迫町佐沼字大網 407 番地 6 （代表地番）	月額 2,000 円
-------------	-------------------------------	------------

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

登米市火災予防条例の一部を改正する条例について

登米市火災予防条例（平成 17 年登米市条例第 215 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市火災予防条例の一部を改正する条例

登米市火災予防条例（平成 17 年登米市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 3 条、第 18 条関係）

種類			離隔距離(センチメートル)						
			入力	上方	側方	前方	後方	備考	
炉	開放炉	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	150	200	150		
		使用温度が300度未満のもの	—	100	100	100	100		
	開放炉以外	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100		
		使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50		
ふろがま	気体燃料 不燃以外	半密閉式 浴室内設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの)	—	15 注	15	15	注：浴槽との離隔距

		にあっては42キロワット以下)					離は0センチ
	内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては42キロワット以下)	—	—	60	—	メートルとするが、 合成樹脂浴槽
浴室外設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	15	15	15	(ポリプロピレン浴槽等) の場合は2センチメートルとする。
	外がまでバーナー取出口のあるもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	15	60	15	
	内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	15	60	—	

			密閉式	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	2 注	2	2
			屋外用	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては42キロワット以下)	—	4.5 注	—	4.5
			内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては42キロワット以下)	—	—	—	—
		浴室外設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用	—	4.5	—	4.5

		バーナーが21キロワット以下)				
	外がまでバーナー取出口のあるもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	4.5	—	4.5
	内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	—	—	—
	密閉式	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	2 注	—	2
	屋外用	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーをもつもの にあつては当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用	30	4.5	—	4.5

					バーナーが21キロワット以下)						
	液体燃料	不燃以外				39キロワット以下	60	15	15	15	
	液体燃料	不燃				39キロワット以下	50	5	—	5	
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15	
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式 バーナーが隠ぺい	強制対流型		19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	注1： 風道を使用するもの にあつては15センチメートルとする。 注2： ダクト接続型以外の場合にあつては100センチメートルとする。
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	26キロワット以下	100	15	150	15	
					温風を前方に吹き出すもの	26キロワットを超え70キロワット以下	100	15	100	15	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	150	150	150	
					強制排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
			密閉式		強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	70キロワット以下	80	5	—	5		
				温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	80	150	—	150		
				強制排気型	26キロワット以下	50	5	—	5		
				密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	50	5	—	5	
上記に分類されないもの					—	100	60	60	60	注2	

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ	14キロワット以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				・グリル付こんろ・グリドル付こんろ及びキャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ						
			据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注	15	15 注		
	不燃	開放式	組込型こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0		
			・グリル付こんろ・グリドル付こんろ及びキャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ							
		据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0			
	上記に分類されないもの			使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100	
使用温度が300度未満のもの				—	100	50	100	50		
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	
			半密閉式	12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15		
				12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5		
			密閉式	42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5		

			屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合	42キロワット以下	15	15	15	15		
	不燃	開放式		フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
			半密閉式		42キロワット以下	—	4.5	—	4.5		
			密閉式		42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5		
			屋外用		フードを付けない場合	42キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合	42キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外			12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15		
						12キロワット以下	40	4.5	15	4.5	
		不燃			12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5		
						12キロワット以下	20	1.5	—	1.5	
	上記に分類されないもの				23キロワットを超える	120	45	150	45		
							23キロワット以下	120	30	100	30
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型及びつり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方向に集中する場合には60センチメートル
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5	注	
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型及びつり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5	

		半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5 注	4.5	ルとする。
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100	100	
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	150	15	100	15	
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	120	100	—	100	
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	120	5	—	5	
	上記に分類されないもの				—	150	100	150	100	
	乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	
開放式				衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	—	4.5	
上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの		—	100	50	100	50		
		内部容積が1立方メートル未満のもの		—	50	30	50	30		

簡易湯沸設備	気体燃料 不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5		
				フードを付ける場合	12キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5		
			半密閉式			12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0	
					壁掛け型及び据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合	12キロワット以下	60	15	15	15			
			フードを付ける場合	12キロワット以下	15	15	15	15			
		不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
				半密閉式			12キロワット以下	—	4.5	—	4.5
				密閉式	常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
					瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0
						壁掛け型及び据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
			屋外用	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
				フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5		

	液体燃料	不燃以外		12キロワット以下	40	4.5	15	4.5		
		不燃		12キロワット以下	20	1.5	—	1.5		
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15	
				瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	15	15	15	
		密閉式		常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0
					壁掛け型及び据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	15	15	15	15	
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	15	15	15	15	
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	—	4.5	—	4.5	
				瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	4.5	—	4.5	

	密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下		4.5	4.5	—	4.5			
			瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—		0	
				壁掛け型及び据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	—		4.5	
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	30	4.5	—		4.5	
				フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	10	4.5	—		4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	30	4.5	—		4.5	
	フードを付ける場合			12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外		12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15			
		不燃		12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5			
	上記に分類されないもの			—	60	15	60	15			
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては
				全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100		
			バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5		
				強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5		

			出	全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80	60センチメートルとする。	
			バーナーが隠	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5	4.5		注1
			ぺい	強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
液体燃料	不燃以外	開放式	放射型	放射型	7キロワット以下	100	50	100	20	注2：方向性を有するものにあつては100センチメートルとする。	
				自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	150	100	100	100		
					7キロワット以下	100	50	50	50		
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	100	15	100	15		
					7キロワットを超え12キロワット以下	100	150	150	150		
						7キロワット以下	100	100	100		100
	不燃	開放式	放射型	放射型	7キロワット以下	80	30	—	5		
				自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	120	100	—	100		
					7キロワット以下	80	30	—	30		
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	80	5	—	5		
7キロワットを超え12キロワット以下					80	150	—	150			
					7キロワット以下	80	100	—	100		
固体燃料					—	100	50	50	50	注2 注2 注2	
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8キロワット以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の

			卓上型こ んろ（2 口以上） ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ	14キロワット以下	100	15 注	15	15 注	側方又 は後方 の離隔 距離を 示す。	
		バー ナー が隠 ぺい	加熱部 が開放	卓上型グ リル	7キロワット以下	100	15	15		15
		バー ナー が隠 ぺい	加熱部 が隠 ぺい	卓上型オ ープン・ グリル（ フードを 付けない 場合）	7キロワット以下	50	4.5	4.5		4.5
				卓上型オ ープン・ グリル（ フードを 付ける場 合）	7キロワット以下	15	4.5	4.5		4.5
				炊飯器（ 炊飯容量 4リット ル以下）	4.7キロワット以下	30	10	10		10
				圧力調理 器（内容 積10リッ トル以 下）	—	30	10	10		10
不 燃	開放 式	バー ナーが 露出	卓上型こ んろ（1 口）	5.8キロワット以下	80	0	—	0		

				卓上型こ んろ（2 口以上） ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ	14キロワット以下	80	0	—	0	
			バー ナー が隠 ぺい	加熱部 が開放	卓上型グ リル	7キロワット以下	80	0	—	0
				加熱部 が隠ペ い	卓上型オ ープン・ グリル（ フードを 付けない 場合）	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5
					卓上型オ ープン・ グリル（ フードを 付ける場 合）	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
					炊飯器（ 炊飯容量 4リット ル以下）	4.7キロワット以下	15	4.5	—	4.5
					圧力調理 器（内容 積10リッ トル以下 ）	—	15	4.5	—	4.5
移動式 こんろ	液体 燃料	不燃以外				6キロワット以下	100	15	15	15
		不燃				6キロワット以下	80	0	—	0
	固体燃料				—	100	30	30	30	

電気温風機	電気	不燃以外		2キロワット以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60センチメートルとする。	
		不燃		2キロワット以下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下（1口当たり2キロワットを超え3キロワット以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後
						—	20	—	20	
						—	10	—	10	
						100	2	2	2	
						—	15	—	15	
						—	10	—	10	
						100	2	2	2	
						—	10	—	10	
						100	2	2	2	
						—	10	—	10	
						100	2	2	2	
						—	10	—	10	
不燃	電気こんろ、電気レンジ及び電磁誘導加熱式調理器（	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下（1口当たり3キロワット以下）	80	0	—	0			
				—	0	—	0			
					注1		注1			
					注2		注2			

			こんろ形 態のもの に限る。)	こんろ部分 の全部が電 磁誘導加熱 式調理器の もの	5.8キロワット以下 (1口当たり3.3キ ロワット以下)	80 —	0 0 注2	— —	0 0 注2	方の離 隔距離 (こん ろ部分 が電磁 誘導加 熱式調 理器の 場合に おける 発熱体 の外周 からの 距離) を示す。
電気 天火	電気	不燃以外		2キロワット以下		10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排 気口面 にあっ ては10 センチ メートルとす る。
		不燃		2キロワット以下		10	4.5 注	—	4.5 注	
電子 レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下		10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排 気口面 にあっ ては10 センチ メートルとす る。
		不燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下		10	4.5 注	—	4.5 注	
電気 ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式 及び天井取付式の ものを除く。）		2キロワット以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式		2キロワット以下	100	100	100	100	

			及び天井取付式のもの を除く。)						
			自然対流型（壁取付式 及び天井取付式のもの を除く。)	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃		前方放射型（壁取付式 及び天井取付式のもの を除く。)	2キロワット以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型（壁取付式 及び天井取付式のもの を除く。)	2キロワット以下	80	80	—	80	
			自然対流型（壁取付式 及び天井取付式のもの を除く。)	2キロワット以下	80	0	—	0	
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1キロワット以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥 機及び食器洗い乾燥 機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1： 前面に 排気口
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥 機及び食器洗い乾燥 機	3キロワット以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	を有す る機器 にあっ ては0 センチ メートル とする。 注2： 排気口 面にあ っては 4.5 セ ンチメ ートル とする。

電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

多目的グラウンド	700 円
第2多目的グラウンド	700 円
野球場	1,000 円
テニスコート（1面）	300 円

を

利用区分	使用料（1時間当たり）	冷暖房料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
多目的グラウンド全面	700 円		
多目的グラウンド1／2	400 円		
第2多目的グラウンド	700 円		
野球場	1,000 円		
テニスコート（1面）	300 円		
テニスコート多目的室	200 円	100 円	100 円

に改め、

同表登米市中津山運動場の項中「運動場」を「多目的グラウンド」に改め、同表登米市石越総合運動公園の項中

テニスコート（1面）	300 円
------------	-------

を

テニスコート（1面）	300 円
ミーティングルーム	200 円

に改め、

同表登米市南方総合運動場の項中「陸上運動場」を「多目的グラウンド」に、

テニスコート（1面）	300 円
------------	-------

を

テニスコート（1面）	300 円
会議室	200 円

に改め、

同表登米市南方東郷運動広場の項中「多目的広場」を「多目的グラウンド」に改め、同表登米市津山運動広場の項中「多目的広場」を「多目的グラウンド」に改め、同表

登米市豊里運動公園の項中「ソフトボール場・多目的運動場」を「多目的グラウンド」に改め、同表登米市南方中央運動広場の項中「多目的広場」を「多目的グラウンド」に改め、同表登米市民プールの項中「施設使用料」を「1 施設使用料」に改め、同項に次の表を加える。

2 会議室等使用料

利用区分	使用料（1時間あたり）	冷暖房料（1時間あたり）	
		冷房	暖房
会議室 1	200 円	100 円	100 円
会議室 2	200 円	100 円	100 円
フィットネススタジオ	200 円	100 円	100 円

備考 プール利用時に会議室等を利用する場合は、会議室等の使用料及び冷暖房料は免除とする。

別表第 3 の 1 の表登米市サイクルセンターの項を削る。

別表第 3 の 2 の (2) の表を次のように改める。

(2) 卓球台個人使用料

施設名称	利用区分	使用料
登米市迫体育館	卓球台 1 台	200 円

備考

- 1 使用料は、午前（午前 9 時から正午まで）、午後（正午から午後 5 時まで）、夜間（午後 5 時から午後 10 時まで）それぞれの金額とする。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を 1.5 倍した額とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

登米市過疎地域自立促進計画の策定について

登米市過疎地域自立促進計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

議案第 38 号

平成 27 年度登米市病院事業会計資本剰余金（他会計負担金等） の処分について

平成 27 年度登米市病院事業会計のうち、他会計負担金等をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金等を源泉とする資本剰余金 36,000,000 円をもって補填するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 引当金計上する貸付金

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
医学生奨学金貸付金	平成 27 年度	19,200,000	19,200,000	19,200,000
看護師奨学金貸付金	平成 27 年度	16,800,000	16,800,000	16,800,000
合計		36,000,000	36,000,000	36,000,000

2 資本剰余金を処分する日付

平成 28 年 3 月 31 日

議案第 39 号

平成 27 年度登米市病院事業会計資本剰余金（受贈財産評価額） の処分について

平成 27 年度登米市病院事業会計のうち、一般会計から所管換えを受けた土地の返還により発生する損失について、受贈財産評価額を源泉とする資本剰余金 6,626,133 円をもって補填するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 返還する土地

(単位：円)

名称	取得年度	取得価額	資本剰余金	帳簿残高
旧上沼診療所土地	平成 20 年度	6,626,133	6,626,133	6,626,133

2 資本剰余金を処分する日付

平成 28 年 3 月 31 日